

奈良工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する要項

平成27年4月1日制定

平成29年3月9日制定

(目的)

第1 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成27年規則第121号、以下「取扱規則」という。）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(管理体制)

第2 取扱規則第6条第3項に基づき、校長は本校のコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）として、別表のとおり任命する。

(職名の公表)

第3 取扱規則第7条に基づき、校長は前条で任命した副責任者の職名を本校ホームページに公表するものとする。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表

部局等	コンプライアンス推進副責任者として指定する職名等
一般教科	一般教科主任
機械工学科	機械工学科主任
電気工学科	電気工学科主任
電子制御工学科	電子制御工学科主任
情報工学科	情報工学科主任
物質化学工学科	物質化学工学科主任
専攻科	専攻科長
情報メディア教育センター	情報メディア教育センター長
ネットワーク管理室	ネットワーク管理室長
産学交流室	産学交流室長
グローバル教育センター	グローバル教育センター長
技術支援室	技術支援室長
事務部	事務部長